

【フラット35】Sベーシック(金利Aプラン)

(新築住宅・中古住宅共通の基準)

次の(1)・(2)のうち**いずれか1つ以上の基準**を満たす住宅であること。

耐震性

(1) 耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)3の住宅

バリアフリー性

(2) 高齢者等配慮対策等級4または5の住宅(共同住宅の専用部分は等級3でも可)

(注)(1)及び(2)の技術基準は、「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づく住宅性能表示制度の性能等級と同じです。住宅性能評価書を取得しなくても【フラット35】Sベーシック(金利Aプラン)をご利用いただけます。

【フラット35】Sベーシック(金利Bプラン)

(新築住宅・中古住宅共通の基準)

次の(1)～(4)のうち**いずれか1つ以上の基準**を満たす住宅であること。

耐震性

(1) 耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)2または3の住宅
(2) 免震建築物(※1)

バリアフリー性

(3) 高齢者等配慮対策等級3、4または5の住宅

耐久性・可変性

(4) 劣化対策等級3の住宅で、かつ、維持管理対策等級2または3の住宅
(共同住宅等については、一定の更新対策(※2)が必要)

(注)(1)～(4)の技術基準は、「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づく住宅性能表示制度の性能等級と同じです。住宅性能評価書を取得しなくても【フラット35】Sベーシック(金利Bプラン)をご利用いただけます。

(※1)免震建築物は、住宅性能表示制度の評価方法基準1-3に適合しているものを対象とします。

(※2)一定の更新対策とは、躯体天井高の確保(2.5m以上)及び間取り変更の障害となる壁または柱がないことです。

(中古住宅特有の基準)

次の(1)・(2)のうち**いずれか1つ以上の基準**を満たす住宅であること。

バリアフリー性

(1) 浴室及び階段に手すりが設置された住宅
(2) 屋内の段差が解消された住宅

(ご注意) 中古住宅については、(新築住宅・中古住宅共通の基準)又は(中古住宅特有の基準)のいずれかの基準を満たす必要があります。

(ご注意) 上記の基準のほか、住宅の耐久性等の【フラット35】の技術基準やその他融資基準を満たす必要があります。各基準の詳細は、フラット35サイト(www.flat35.com)でご確認ください。

● 従来の【フラット35】Sにつきましては、【フラット35】Sエコの創設にともない、以下の変更を行います。ご注意ください。

- (1) 省エネルギー性基準(【フラット35】S、【フラット35】S(中古タイプ)及び【フラット35】S(20年金利引下げタイプ))及び耐久性・可変性基準(【フラット35】S(20年金利引下げタイプ))については、【フラット35】Sエコの技術基準に変更します。
- (2) 【フラット35】Sエコと区別するため、(1)以外の総称を【フラット35】Sベーシックと名付けます。
- (3) (1)以外の【フラット35】S(20年金利引下げタイプ)を【フラット35】Sベーシック(金利Aプラン)に名称変更します。
- (4) (1)以外の【フラット35】S及び【フラット35】S(中古タイプ)を統合し、【フラット35】Sベーシック(金利Bプラン)に名称変更します。